

高知地方裁判所委員会（第2回）議事概要

1 日時

平成16年5月20日（木）午後3時から午後4時40分まで

2 場所

高知地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）内田靖正，小西敏美，坂本千代，坂本正夫，真田順子，新階日出夫，
永渕健一，馬渕勉，南正，明神千代（五十音順，敬称略，外字訂正）

（事務担当者）増田事務局長，白木総務課長，成岡総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

■ 委員長あいさつ

■ 委員の異動について

ア 平成16年4月1日付け退任 亀田 廣美

イ 平成16年4月1日付け就任 永渕 健一

■ 新委員等紹介

■ 委員長代理の指名について

永渕委員が委員長から委員長代理に指名された。

○ 異議なし。

■ 議題等の討議

委員会に先立ち，学識経験者委員は，午後1時20分から法廷傍聴及び庁舎見学を行った。

ア 法廷傍聴及び庁舎見学について

■ 刑事法廷傍聴及び庁舎見学をされて，御意見や御感想等があれば伺いたい。

○ 新庁舎になって裁判所全体のイメージがソフトという印象を受けた。建

物も無機質でなく、法廷内で使われる裁判用語も、昔と比較して普通の言葉になっていると感じた。

- 法廷の裁判官の位置を低くし、裁判官の視線を低くするという配慮は好感が持て、素晴らしいと思う。
- 判決言渡しの際、裁判官が早口で少し聴き取りにくかったが、公判手続での言葉は分かりやすかった。
- 同感である。判決はもう少しゆっくりと言ってもらった方が傍聴人に分かりやすく親切であると感じた。
- 一般の人は裁判所に緊張して来ていて、普段以上に頭が回転しないので、ゆっくりとしゃべって欲しい。
- 調査室や面接室に入るまでにドアが2つあったり、調停室と廊下の磨りガラスなど、プライバシーに配慮しているのがよく分かった。
- 各部屋に絵を飾っていることはよいことと思う。
- 公判期日で被告人に対し、起訴状に記載されている「罪名及び罰条」の内容を説明しているのか分からなかった。傍聴する者は分からないし、被告人にも説明があった方がよいと思う。
- 罪名及び罰条の内容は、起訴状記載の「公訴事実」に盛り込まれているので、条文の説明がなくても被告人は自分の起訴された事実はよく分かっていると思う。また、警察で取調べを受け、検察庁でも取調べを受けたりしているので、自分がしたことが法律でどのようなことになるのか分かる。
- 法廷で使用する言葉をできる限り日常使用する言葉に近づけるという作業は、今後考えていかなければと認識している。

イ 広報活動及び広報行事について

平成15年度の広報活動状況及び4月18日に行われた県民に対する新庁舎見学会アンケート結果について、総務課長が報告した。

- 昨年度の広報活動や新庁舎見学会アンケート結果、今後の広報活動など

について、フリートークでお願いしたい。

- 裁判所見学者数（傍聴者を含む。）の373人という数字は、全国平均から見るとどの程度になるのか。
- 全国平均値を把握していないのではっきり申し上げられないが、全国的に見て少ないという数字ではないと認識している。仮庁舎での数字でもあるが、一昨年度に比べて増加している。また、数字は、総務課に見学依頼があった数字であり、これ以外にも1人から数人程度までの見学者は、適宜、傍聴等を行ってもらっている。
- 今日傍聴した法廷にも我々以外に弁護士が引率した中学生が傍聴に来ていたが、傍聴がいつでも、誰でもできることを知らなかった。
- 新庁舎見学会の際に実施した刑事模擬裁判は、アンケート結果によると非常に評判が良かったようだが、今後も模擬裁判等を予定しているのか。
- 今後の開催については、前向きに検討している。
- 今後、裁判員制度が導入されるが、対象となる一般の人々、特に若い世代の人たちに理解してもらう必要がある。裁判官の出張講義や模擬裁判を行うことはとても良いことである。
- 検察官の出張講義は、教育委員会を通じて行っている。教育の面のみならず、将来の職業選択として紹介している部分もあると思われる。
- 教育することは、現在の教師を見ると手一杯で無理ではないだろうか。教員から傍聴をさせることもよいと思う。
- 近年、教育委員会は、出張講義等を利用した一般教育や社会教育に力を入れている。大学教授等が自己の担当科目に関係なく話ができ、何らかの観点から出張講義の演題を付け、リストにして教育委員会に伝え、学校からの講演依頼が多い。
- 同感である。他のデータであるが、出張講義の要望は非常に多い。
- 検察庁は、検察庁をよく知ってもらうことや理解してもらうことを重視

とした広報活動をしている。

- マスコミ企業も出張講義をしており、有益な成果を得ている。話し手の表現が分からないと首を傾げられてしまうこともある。
- 一番効果的なのは、マスコミで取り上げてもらうことではないか。テレビや新聞などに出る影響は大きい。
- マスコミの活用については、記者クラブを利用した方がよい。記事に出すタイミングもあると思う。
- 法廷傍聴は、インパクトがある。法を守ることの重要性を感じる。出張講義もよいが、法廷傍聴のメリットを生かしていくことが大事と思われる。
- 模擬裁判はあくまでも模擬裁判でしかない。法廷傍聴は、やはり実際の事件を見てもらいたい。傍聴時には、裁判手続などの説明も行うようにしている。
- 法廷傍聴は、最もよい広報活動であると思う。
- 当庁では小学生の見学が少ない実情がある。教育委員会にも依頼するなどして見学をお願いする予定であるが、小学生については、法廷傍聴は刺激が強すぎるので、庁舎見学や説明を中心としたい。
- 同感である。感受性を考慮する必要がある。
- 法廷傍聴も傍聴希望の学生などをみて、傍聴事件を選択している。殺人や放火事件など刺激の強い事件は、中学生などには見せられない。
道路交法違反や窃盗事件を中心として法廷傍聴をしている。
- 小学生などには職場体験も有効と思われる。職場体験では、平易な言葉の使い方など、こちらも勉強になることもある。
- 法廷傍聴は、企業の社員に対する法令遵法を教えるには非常に効果があると思われる。現在、企業は、いろいろな問題に直面し、遵法教育が重要となっているので、企業の研修などにも取り込めるのではないか。企業に声を掛けることも検討してもらいたい。

ウ パンフレットについて

- 事前に送付させていただいたパンフレットについては、いかがか。
- 行政もそうだが、何でもパンフレットを作成したがるが、あまり効果がないと思われる。
- パンフレットを読んでも、結局、職員の説明や対応が必要となる。パンフレットを読めば、自分ですべて手続ができる程度の内容を備えたパンフレットがよい。
- 私のところでもいろいろ作成するが、パンフレットそのものがあまり読まれていないと思う。裁判所は、その必要性に応じてくるもので、必要性がない人にパンフレットを渡しても読まないのではないか。
- 弁護士会には裁判所のパンフレットを置いているが、よく利用されている。弁護士会の相談に来るような人には、かなり関心が高い。
- パンフレットを作成する費用はかなり高いと思うが、パンフレット作成以外にも広報のために有意義に使う方法を考えて欲しい。

■ 議題の設定

- 他の裁判所委員会の情報では、広報や受付事務などが多いと聞いている。
- 先ほどの意見交換にも出ていた裁判員制度の広報の在り方も検討していきたい。
- 法案がもうすぐ成立することもあるので、異議はない。
- 賛成である。
- 法案が成立するという前提で、賛成である。
- 今回と同様、広報に関連したテーマであるが、裁判員制度の情報発信及び広報活動の在り方を次回のテーマとすることでいかがか。
- 異議なし。

5 次回期日等

■ 期日

平成17年1月20日（木）午後1時30分

■ 場所

高知地方裁判所大会議室

高知地方裁判所委員会庶務

〒780-8558 高知市丸ノ内1-3-5

電話 088-822-0340 内線 605